

一般財団法人士別市体育協会理事会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人士別市体育協会（以下「体育協会」という。）定款第31条第2項に基づきこの法人の理事会運営に関して適法かつ円滑に進めていくことを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は年2回以上とする。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 法人法第101条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集者)

第3条 第2条第3項第2号による場合は理事が、第2条第3項第3号による場合は監事が招集する。

2 会長は、前項に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事全員改選直後の理事会は各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第4条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の書面による通知に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法による通知をすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第5条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

3 理事会に付議された議題が可否同数のときは議長の採決するところによる。

4 議長は、理事会の決議に対して、理事として表決に加わることはできない。

(監事の出席)

第6条 監事は、理事会に出席し必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第7条 理事会が必要と認めるときには、議事に関係を有する者の出席を求めてその意見を徴することができる。

(決議事項)

第8条 理事会が決議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 重要な財産の処分、譲渡及び譲受

(3) 多額の借入

(4) 内部管理体制の管理

(5) 事業計画書及び収支予算書等の承認

- (6) 事業報告及び計算書類等の承認
- (7) 定款に関する各種規程
- (8) 重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更
- (9) その他理事会が必要と認める事項

(参 与)

第9条 この法人に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の議決により推挙し、会長が任命する。
- 3 参与は、会長の求めに応じ参考意見を述べることができる。
- 4 参与は、無償とする。

(事務局)

第10条 理事会の事務局には、事務局職員がこれにあたる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。